

大正 年 月 日

五四

右 何 之 誰 印

日本海員組合創立委員御中

拜啓、毎度御多忙中甚だ御迷惑には候へ共諸氏と種々御相談申上度儀有之候間實印御携帶の上明九日午後一時迄に無相違當事務所へ御出席相成度候最も御差支等有之御出席出来得ざる場合は相當の委任狀を以て代表者を御差向け下され度此段得貴意候也

大正十年四月八日

日本海員組合創立事務所

檜崎組合長代理 都 竹 要 次 郎

臨時相談會

大正十年四月二十七日午後一時より

一、創立委員鶴野隆一氏より九州團體の合同参加不可能なる旨申出あり同時に實行委員辭任の旨届出ありたるに付き同日直に實行委員相談會を開きたり

出席者

龜井、三和、北野、醍醐、横山、溝口にして左の協議を遂ぐ

鶴野氏の辭任は之れを却下し引續き實行委員たらしむる事を適當なる措置とする旨同時に溝口傳氏も

團體代表者の代理者たる事を取消し實行委員として承認する事の相談を遂げ二十八日更に實行委員會を開く

出席者

三和、宮崎、田口、龜井、北野、溝口(醍醐氏は)三和氏に委任、出席前日の相談會と同様鶴野氏辭任届を却下し従來の如く實行委員たらしむる事に全會一致之れを可決せり

溝口傳氏の實行委員は従來の通り之れを認むる事

大正十年四月二十八日

右 日本海員組合創立委員會

斯くて發會式の準備愈々成る、五月四日檜崎組合長は創立實行委員一同に對し組合長としての挨拶ありたり而して當日より直接事務を總覽せらる

五月五日

本日委員會を開き下記事項を決議す

一、組合規約追加の件、(新に第四十條を設く)

第四十條第十四條規定の役員の外に理事若干名を置き部長主管事務及び其の他重要事務に當らしむることを得

二、組合長副組合長の外理事、囑託及び顧問となるべき氏名下記のとすすることに決定せり

五五